

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

氏名 (フリガナ)	近藤ゆり子 コトウ ユリコ		
住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
	岐阜県	大垣市田町 1 - 2 0 - 1	
電話番号	0584-78-4119	メールアドレス	k-yuriko@octn.jp
職業	特になし	年齢	61歳 性別 女性
意見該当箇所	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
	<p>< 要旨 ></p> <p>「中間とりまとめ（案）」の具体的内容について意見を述べる以前に、「有識者会議」の設置という見直し手法全体の「問題」を指摘したい。</p> <p>「案」の内容は、1990年代半ばから少しも進んでいない。結果として「後退している」と言わざるを得ない。「失われた15年」か。</p> <p>総じて「この『中間とりまとめ（案）』の字句をいくらいじっても、真つ当な『事業見直し』はできない」。</p> <p>< 目 次 ></p> <p>「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」への意見 意見該当箇所といえる部分があれば 印で示している</p> <p>「中間とりまとめ（案）」の具体的内容以前の問題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「有識者会議」自体の問題 - 1 「場」の問題 2. 「有識者会議」自体の問題 - 2 議論水準の問題 3. 「有識者会議」の議論対象 - 1 「治水」とは？ 4. 「有識者会議」の議論対象 - 2 何ゆえに対象事業なのか？ <p>「中間とりまとめ（案）」に対応して</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「第1章 1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化」 2. 「第2章 個別ダム検証の理念」 - 実効性に疑問 - 3. 「第3章 個別ダム検証の進め方」 - ずるずると予算をつけ続けるか？ - 4. 「第7章 評価軸」 - 「案」提案者への信頼度が極めて低いから・・・ - 5. 「第8章 利水の観点からの検討」 - とくに破綻している水需要予測 - <p>結語に代えて</p>		

「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」への意見

意見該当箇所といえる部分があれば 印で示す

「中間とりまとめ(案)」の具体的内容以前の問題

0. 「無視」しなかったことの「言い訳」

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(「有識者会議」という。)が非公開で行われてきたことで、存在そのものの信頼性・正当性を欠いている。この(信頼性・正当性を欠く)「有識者会議」が意見募集をかけている、ということにおいて、今般の「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ(案)」は、無意味な、そもそも論ずるに値しないものとなってしまっている。「有識者会議」そのものも、この「中間とりまとめ(案)」も、誰にとっても「時間と経費の無駄遣い」であると断ぜざるをえない。

ゆえに、筆者はこの「ご意見募集」は無視しようと思った。だが、「河川政策を変えたい」と願う多くの人々がこの「中間とりまとめ(案)」に(どちらかといえば否定的に)注目しているようである。注目度が高ければ、無内容であろうと、実効性のないものであろうと、一定の「意味」をもつ。

「無視」するのをやめて、一定程度意見を述べる。

1. 「有識者会議」自体の問題 - 1 「場」の問題

「有識者会議」が非公開となっていることについては、他の多くの人が批判・非難している通りである。「今後の治水対策のあり方」を真剣に検討するのであれば、最初から透明性・公開性の高いものであるべきだった。

治水政策においては、流域(関係)住民の理解が得られなければ、一步も進めない。

基本高水 - 計画高水という考え方そのものが、すでに歴史的に使命を終えている。ここに拘れば「1 / 100を実現するのに200年以上かかる」たぐいであって、まさに「非現実的な治水対策」となってしまう。

一定の洪水については、河道から溢れることを(住民の生命の安全を重視し、かつ住民の十分な理解を得て)、関係住民に理解・受容して貰うしかない。(6頁~7頁)

このようなことは、今さら「できるだけダムに頼らない治水を検討する」などご大層に言い立てて「有識者会議」なるものを設置するまでもない。少なくとも、筆者が河川の問題に関わりだした1990年代半ばには、多くの人々の共有されている考え方であった。筆者が知る限り、すでに当時において、河川技術者(当然、本省河川局・地整(地建)河川部の職員を含む)にとっては、いわば「常識」となりつつあった。

「一定の洪水が河道から溢れることを住民が受容する」という洪水対策の手法を採ろうとすれば、関連する議論の全てを公開することこそが、前提中の前提である。このことも、河川行政に携わる者にとっては「常識」のはずである。

この「有識者会議」設置こそ、実は時代に逆行している(=止めるべき事業を止めない

ままにしてしまう方向に向いてしまっている)ものであることを、責任者である前原誠司・国土交通大臣自身が肝に命じるべきである()。

2000年に「ネクストキャビネット/徳山ダム視察」で現地に来られ、揖斐川町でお話させて頂いたときは、時宜に適った考え方をされていた。どうやら、前原氏は、ちょうどこの時点くらい以降の河川政策に関する動きに関しては、全く分かっておいでにならないらしい。つまり「10年前から思考停止」のように思える。とても残念でならない。

参考1 : 淀川水系流域委員会 <http://www.yodoriver.org/>

「一般からのご意見」 No.738

参考2 : 国土交通省中部地方整備局HP内「木曾川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きしました/第9回木曾川水系流域委員会に対して頂いた意見」

2. 「有識者会議」自体の問題 - 2 議論水準の問題

非公開会議であるからこそ、せめて議事録公開は迅速に行うべきであったが「遅い」。多分「委員の先生方が、ご自分の発言を確認されるのに時間がかかった」ということなのだろう。自分の発言を「修正」しなければ、議事録に載せられないような(=その場で責任ある発言をしていない)「有識者」が多いらしい。「次の回」には議事録はまだ公表されていないので、「次の回の配布資料」で、前回会議の中身を推察するのだが、要するに「事務方が用意した資料について、場当たりの感想を口にする」以上でないことが分かる(ずっと遅れて公表される議事録をみても、「まあ、そんなところ」)。

大した識見も責任感もない「委員の先生方」に議論を挑むのは、まさに「時間の無駄」。

以下、この「中間とりまとめ(案)」は、事務方の作文であると考えたほうが事実に近いようなので、「相手」は河川局である、と考えて、以下論じる。

3. 「有識者会議」の議論対象 - 1 「治水」とは？

昨年11月20日の「有識者会議」設置の記者発表ののときから「今後の治水対策のあり方」という表現に、大いに違和感を覚えた。

筆者は「治水事業の根幹は洪水対策である」と考えている。しかし、河川整備基本方針においても「正常流量」を決めることになっており、「流水の正常な機能の維持」に係る予算は治水勘定として計上されている。特に1997年河川法改正で第一条に「河川環境の整備・保全」を謳ってから、ときには「河川環境の整備・保全」の名目で河川を人工的に改変する(一見「美しくなる」が、自然生態系にとっては攪乱に他ならない、大いに迷惑な)事業さえ現れてきた。

国土交通省が「治水」という用語を使用する以上、シロウト的曖昧さは許されない。この「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」全体に、この種の「曖昧さ」が散見される。見方によっては「ご都合主義」ないし「後にご都合主義的解釈をする余地を意図的に作った」といえる()。

事務方が、そのことに気づかないほどオバカさん揃いとは思わない。一般市民に「後にご都合主義的解釈をする余地を意図的に作った」などと見透かされるような旧態依然たる「官僚作文」はもう

無用なはずではないのか？

4. 「有識者会議」の議論対象 - 2 何ゆえに対象事業なのか？

筆者が強く建設に反対している「木曽川水系連絡導水路」の事業目的は、「洪水対策」には全く関係ない。何ゆえに対象事業なのか？

木曽川水系河川整備計画を審議したはずの木曽川水流域委員会の委員を務めたM教授は、後の「木曽川水系連絡導水路環境検討会」において、「出水時の（ときに導水路を通る）水のSS」について長々と講釈していた。木曽川水系連絡導水路は出水時に洪水の水を流すものではない。そういう意味で、「揖斐川／長良川／木曽川 三川の出水時の流量」等を考慮にいれた計画にはなっていない（いずれにしても、この三川において、出水時に、たかだか20m³/Sの水をどうこうしても、「洪水対策」たりえない）。

どうやらM教授は、木曽川水系連絡導水路事業の目的もよく分からないままに（関心をもたずに、というのが正確なのかもしれない）、木曽川水系河川整備計画（案）を「承認」したようだ。国交省が「有識者」と認める人物の識見も、せいぜいこの程度なのである。その現状をみる限り、「木曽川水系連絡導水路建設事業」をこの「有識者会議」の対象事業としたのは、「無知なのか？ 判断ミスなのか？ 事業を止めないための作為的な意図か？」。

不審に感じる。

「中間とりまとめ(案)」に対応して

1. 「第1章 1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化」 (4 頁)

筆者は、徳山ダム建設事業に係る土地収用法条の事業認定処分につき、その取消を求めて裁判を起こした（1999年3月。被告＝国（建設大臣））。

ここで述べられている「社会情勢の変化」は、提訴時に、すでに起こっていたか、明らかに予測できたものであった。そして裁判が係属している間中、一層そのことは顕著になっていった。建設大臣／国交大臣は、一貫して、「社会情勢の変化」について口を閉ざしてきた。

徳山ダムは、一義的に水資源開発公団／水資源機構が事業を行う水源開発施設である。当初15m³/Sの都市用水を開発するはずであったのが、いよいよ事業費の大幅総額問題が避けて通れなくなった2003年に利水者に聞き直してみると（フルプラン全部変更手続き）とうとう56%減の6.6m³/Sにまで減った。しかもこの数値は「需要が見込める」のではなく、「施設実力調査」なるものを持ち出して「利水安全度の向上」を謳うことで捻りだした数字にすぎない（ゆえに、現在、徳山ダム開発水は一滴も使われていないが、どこも足りないことはないのである）。そして、このときも（他のダムのどこでも口にするマジックワード）「長期的・先行的観点」で乗り切りを図った。さらに河川管理者は、河川法16条の2の手続きを一切無視して「揖斐川の治水計画変更」を行い、徳山ダムを治水が主要目的であるかのようにすり替えて事業費増額＆事業継続を図ったのだ。

今でも設楽ダム建設事業などで、国交省は、「長期的・先行的な観点」を強調し、「水需要は将来的に増える」かのような主張をしている。笑止である。

ここでも認めざるを得ないように、日本社会は、すでに「人口減少時代」に入っているのである。実際に都市用水需要は減り続けている。「長期的・先行的な観点」を持てばこそ、新たな水資源開発の投資をしている場合ではない。

また少子高齢化が進む中での巨額の財政赤字は、大変なツケとなっている。

国の事業であっても地方負担がある（建設に係る直轄負担金）。岐阜県は徳山ダムに係る龐大な負担金支払いを県債で手当し、今、「財政非常事態」となっている（参考 エクセルファイル 岐阜県徳山ダム負担額資料。「孫子の代まで」負担は続く）。徳山ダムの利水関係負担（都市用水分）は、「法の予定するところ」を超えて、一般会計から - 河川課予算から - 水資源機構に直払いしている。煽りを受けて河川課の「治水関係事業費」は往時の22%まで減っている。岐阜県が管理する河川では「ほとんど何もできない」ほど「お金がない」。最近の可児川での不幸な犠牲も、この「お金の無さ」と無関係ではないのかもしれない（河川改修を中途半端に終わらせてしまうしかない財政状態）。



※H9～H21は最終。H22は補助ダム、補助河川は内示額、他は県予算ベース。

上のグラフは、岐阜県河川課作成のもの。

資料(別添) : エクセルファイル 岐阜県徳山ダム負担額資料 (岐阜県河川課作成)

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota2/qifukenhutan.XLS>

参考 : 弊ブログ(徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/>)

徳山ダムの岐阜県負担1157億円!! [2010-03-22] <http://tokuyamad.exblog.jp/13175602/>

「命」の沙汰も金次第? 嗚呼 徳山ダム [2010-06-28] <http://tokuyamad.exblog.jp/14074558/>

2. 「第2章 個別ダム検証の理念」 - 実効性に疑問 -

1990年代に、河川審答申に書かれていたことや、建設省河川局 - 中部地建河川部職員から聞いたことの範囲を少しも超えていないように思えてならない(既視感 - デジャヴ - 。少し「超えている」とすれば2000年の河川審中間答申に相当する部分くらいか?)

いずれにしても「10年前から何も変わっていない。ということはつまりは『後退している』ことに他ならないのではないか?」と感じる。

どの項目においても、今、建設中の(基本計画や事業実施計画が存在する)事業を止める選択肢は出てくるのだろうか? 「見直し」の実効性はあるのだろうか?

甚だ疑問である。

13頁 (1) について

これまで事業者は「データ等について詳細な点検」をしてこなかった、というわけか。国も都道府県も「事業評価監視委員会」のようなものを設置しているが、実は機能していない、といことを認めた、というわけだ。これまで事業評価監視委員会などに資料を出してきたのと同じ部署が「データ等について詳細な点検」をして、何かしら結論が変わるのか? これまでの一般市民にまともな説明もできないような「事業ありき」の結論を変えてくれるのは結構だが、(1)は何の担保にもならない。

13頁 (2) について

「複数案」を提示する試みは、ずっと以前から、幾つもの河川で行われてきた。が、ダム以外の方策のコスト計算をダム事業者が行った結果、「ダムのほうが安い」として、ダム事業を進めてきたのである。「(「治水」についてだけ注目しても)ダムのほうが高い」として、なお「ダム事業を進める」としてきた事業があるのだろうか? あるとして一体いくつあるのだろうか?

13頁 (4) について

これまでの「流域を中心とした対策」の予算制度は非常に複雑で、2~3年で名称が変わってしまうものが多かった。「有識者会議」が発足して間もなく、この議論に関連して必要性を感じ、「これまでの総合治水・流域対策の予算制度と実績」について、河川局治水課に問い合わせをした。担当者は努力して整理をしてくれたが、結局は「細切れ」「分かりにくい」ことが分かっただけ。

補助事業についていえば、「流域対策等は2~3年で制度の名称が変わってしまう。国(国交省河川局)が、この方策について、どの範囲について、どこまでの期間、補助金をつけてくれるかの見当がつかず、不安だ。国以上に財政逼迫の状態。補助がなければ実施はできない。この状態では流域対策等は、検討の遡上に乗せることもできない」と、筆者の住む地方公共団体の河川部局担当者から聞いている。「ダム」のほうは、「完成するまで補助金がつく」安心感があるようだ。地方の「財政逼迫」が非常に厳しいからこそ、この予算措置のありようを変えなければ、「ダムに頼る」以外の選択肢は(地方は)採れないのだ。

また、昨年11月の「有識者会議」発足の記者会見からすれば、「流域を中心とした

対策」の予算制度や事業実績について、もっと整理された資料が出されるはずだ、と思っていたが、筆者が入手したレベルのものさえ、配付資料になっていない。

これでどうやって「流域を中心とした対策」を検討せよ、というのだろうか？

14頁 (9) について

誰がコスト計算をするのか？ 結局はダム事業者(ないし計画を決定した河川管理者)がコスト計算をすることになるのだろう。(上記「(2) について」と同様なことを述べねばならない)。

むしろ「『コスト』を最も重視する」ということは、「これまでダム事業費を投入したからダム事業を継続したほうが『コスト』が低い」と、ダム事業継続を誘導することになってしまう。

また、「環境被害コスト」計算は、組み込まれていないようである。日本政府は、そして国土交通省は、それぞれのダム・ダム関連事業による生態系破壊コストはどのように扱うのだろうか？

折しも今年も生物多様性COP10の議長国を日本が務める。8月12日付けの中日新聞は、【地球上の生態系破壊 損失最大「年380兆円」】と、国連環境計画(UNEP)研究グループの分析を報じている。

3. 「第3章 個別ダム検証の進め方」 - ずるずると予算をつけ続けるか？ -

15頁 「1. 検証の概要」 対象事業について

なぜ木曾川水系連絡導水路がこの「有識者会議」の対象事業なのか？(上述の「中間とりまとめ(案)」の具体的内容以前の問題 4. 「有識者会議」の議論対象 - 2 参照のこと)

納得できる説明は聞いてない。国交大臣の「鶴の一声」で非公開で設置された「有識者会議」の密室性の問題でもある(=質問も受け付けない。意見募集に応じて「回答」はない)。

15頁 「1. 検証の概要」 「新たな段階」

「各段階に新たに入ることになる予算措置を講じない」としているが、これは裏返せば、「その『段階』の範囲内とみなす工事はどんどん進めてしまう」ことである。現に本年度予算においては、そうなっている。「コスト重視」と併せると、結局は「継続中の事業を進める」という結論にしかならなくなってしまうのではないか？

また、「凍結」とされている事業にさえ、「調査」名目で概ね5億円の予算をつけている。これはどういう「配慮」なのだろうか(政治的見地？「行政の継続性」という名の硬直性？)。

「凍結」されているはずの木曾川水系連絡導水路事業において、発注されている「調査」は、建設を前提にしたものばかりである。昨年、水資源機構&国交省中部地整は当該事業の「環境レポート(案)」説明会を開催したが、この「環境レポート(案)」の中には、「建設工事の影響」についての言及もあり、明確に「建設することが前提」のものである。今年度の「調査費」は、「環境レポート(案)」をバージョンアップし「環境レポート」とするために使う、とのことである(=木曾川水系連絡導水路建設所から

の聴き取り)。「凍結」が「中止」となれば、「環境レポート」は無意味であり、少なくとも今年度の調査費は「捨て金」に他ならない。今年度の「5億円」予算は、水資源機構とそのファミリー法人を「養っておく」ためのものなのだろうか？多くの市民が「『凍結』となったのだから、予算はゼロのはずだ」と思っているだけに、罪深い。

一方で、「財政逼迫」に言及し、「コスト重視」を言いながら、「よく分からない - 説明のつかない - 」5億円もの予算をつける、というのは、整合性がなさすぎて、到底理解できない。(「よく分からない - 説明のつかない - 」5億円予算は、他の事業でもついている。「5億円くらいが『養っておく』のにちょうど良い」という金額なのか？)

16頁 「関係者の意見聴取」

「～これらの法令に準じ、関係者の意見聴取等の手続きを組み込」む ... 河川法第16条の2 河川整備計画策定において、「関係者の意見聴取等の手続きを組み込」んだとは到底言えない状態であることを、法を運用する河川管理者はどのように考えているのか？「有識者」はどう考えているのか？ 見えない。

そうである以上、「(数々の河川における河川整備計画策定の際と同様)ご都合主義的な『関係者の意見聴取』が行われるのではないかと疑わざるを得ない。

参考：国土交通省中部地方整備局HP内「木曽川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きました / 第8回木曽川水系流域委員会に対して頂いた意見」
の中の筆者(近藤ゆり子)分

筆者が何度か傍聴した(傍聴者発言は許されていなかった)木曽川水系流域委員会委員長だったT氏が、この「有識者会議」の委員となっている。

T氏は第9回木曽川水系流域委員会(07年11月22日)の席上、明らかに淀川水系流域委員会を指して、「どこかの要領の悪い流域委員会」と述べた(筆者ははっきりと耳にした。後に新聞記者等が再度確認した)。T氏においては、透明性・公開性において高く評価されている淀川水系流域委員会のあり方は、「要領が悪い」と否定されるべきものらしい。

丁寧に「関係者の意見聴取」を行っていけば、一定の時間がかかり、会議等の回数も増える。このあたりはT氏や「有識者会議」の他の委員は(ホンネでは)どうお考えなのだろうか？ 不可解である。

参考：国土交通省中部地方整備局HP内「木曽川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きました / 第10回木曽川水系流域委員会に対して頂いた意見」

4. 「第7章 評価軸」 - 「案」提案者への信頼度が極めて低いから・・・ -

35頁 「個別ダムの検証」

これまで縷々述べて来たことと被るが、「この15年、『わかっちゃいるけどやめられない』で来た国交省等が、この(ほとんど無内容な)『中間とりまとめ』を出すことで、無駄なダム・ダム関連事業を止めることができるのか？」という根本的な疑念がある。「有識者会議」なるものを非公開という形で設置したことで、この疑念(=「結局は、

いくつかのダム・ダム関連事業を止めて、それでオワリになるのだろう。1995年の一連のダム等事業審議委員会と同程度か、それ以下になるに違いない)は確信に近くなっている。

この疑念を晴らさない限り、個別ダムに関心をもち、知識も豊富な人々は、行政の設定する「個別ダムの検証」の場には、(気持ちが冷め切ってしまった)参加もしないだろう。そうすると「個別ダムの検証の公的な場」の参加者は、行政関係者か、その「息のかかった人」がほとんど、ということになる。そうなれば、「個別ダムの検証の公的な場」は、「ダム・ダム関連事業の推進」が声高に叫ばれことになるだろう... 関係住民はますます「冷める」ことになる。こうなると無駄なダム・ダム関連事業は「推進」の声におされ、真っ当な見直しもされないことになりかねない。

「結局は、何も変わらない、国交大臣は口先だけはダムにネガティブであるかのように言うが、実は河川官僚に完全に操縦されてしまっている。国交省河川官僚は、相変わらず、『何が何でもダム推進』なのだ」という見方()がますます「定着」してしまいかねない。実に不幸な話である。(筆者はこの「見方」には賛同していない)

37頁 「(2) コスト」

この章、この該当項目以外にも、各所に「コストを重視する」が頻回に登場する。上述してきたように「コスト重視」には以下のような問題がある。

- (1) コスト計算そのものが、ダム・ダム関連事業者及び河川管理者によって行われる。これまでも「適切に計算し、コスト縮減に努めてきた」はずである。ダム・ダム関連事業者は、事業評価監視委員会などに言及して「委員の先生方のご承認を頂いている」と繰り返し述べてきている。その上で「ダムという選択肢はコスト的にも理に適っている」と言い続けてきたのだ。

ダム・ダム関連事業者及び河川管理者が、これまでとは異なる「コスト計算」ができるのだろうか？単に「一層コスト縮減に努力しつつ、ダム・ダム関連事業を継続する」という結論しか出てこないのではないだろうか？

- (2) 環境被害コスト(景観被害コスト)を適切に反映することはできるのか？

どういう意味にしる、ダム・ダム関連事業者及び河川管理者が、環境被害コスト(景観被害コスト)算出方法について前向きに言及しているのを見たことがない。数ヶ月で多くの人々が納得できる環境被害コスト(景観被害コスト)算出方法が確立するとは思えない。結局は、環境被害コスト(景観被害コスト)は、完全に無視したままの「コスト重視」となるのであろうか？

- (3) 「凍結」事業でさえ、今年度に5億円とかの「建設事業継続を前提とした」予算がついている。関係住民の十分な理解が得るには、「個別ダムの検証」に時間をかけなければならないダム事業もある。検証期間中に、事業費面で「進捗率」は毎年毎年上がっていつてしまうとなると、「ダムを作ったほうが安い」という結論に誘導されるしかなくなるのではないか？

「凍結」の実をあげよ！

参考：「徳山ダム建設中止を求める会」声明(10.3.30)

「凍結」の実をあげよ - まさにムダ！徳山ダム導水路(木曾川水系連絡導水路)事業の5億円予算 -

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/youbouseimei/100329seimei.pdf>

45頁 ~

まず、工業用水の需要減少は、1973年の「オイルショック」以降続いている。工業生産出荷額とは正の相関関係はなく、たとえ「景気回復/経済成長」があったとしても工業用水需要増にはつながらない。

水道用水についても、すでに1999年の「ウォーター・プラン21」において国交省（土地・水資源局水資源部＝水部）も一部認めているとおり、今後「原単位」が増大する要素はない事実として大都市中心部では、給水人口が増えても給水量は減っている。そして人口は日本全体として減少している。

河川局には利水の専門家はいない（ ）

かつて徳山ダム裁判の証言台に立った河川局のY補佐は「自分は利水には詳しい」と称したが、その場で「家庭用水原単位」と「一人一日当たりの平均給水量」は同じものだ」と言い張って、原告側を呆れ果てさせたことがある - 水部が発出する「フルプラン需給想定調査票」を瞥見するだけでも、これが間違いであることは分かる、利水に関して「意見書」を書き、それを基にして証言するのだから、せめてその程度の「予習」はしないのか、無知はオソロシイ - ）。

多少は知っていても（水部との人事交流はしょっちゅうだから）、「都市用水」の範囲から出ようとしない。

農業用水は、もともと「河川管理者は手が出せない」領域となっている。最近、慣行水利権を、逐次、許可水利権としているが、中身が「精査」できず、申請者の言い分を鵜呑みにして、数十年前と全く同じ量で許可するか、あるいは許可更新もできずに何年もペンディングにしている（筆者が確認したのは木曽川水系）。

「一滴も譲れない」と主張する農家の言い分をよく聞いてみると、こまめに水田に足を運んで水田の水管理をすることができないので「水はたくさんあったほうが良い」という話になってしまうようである。「水が足りる、足りないというより、人手不足、後継者不足が深刻。そもそも米を作っても原価割れしてしまう状態が問題だ」と農家は言う。省庁間縦割り行政では、どんなに「水源開発」をしても解決しない。行政のあり方を変えるのが先決である。

河川局も利水のシロウトだが、「有識者会議」にも利水の専門家といえる人はいない。ゆえに、「利水」に言及することそのものが烏滸がましい。

46頁 「8 2 . 利水代替案」

「利水代替案」というのは「新規利水が必要だ」を前提にして、はじめて出てくるべき言葉である。しかし、実際には「ダム開発」「導水路事業」において、新規利水はそもそも必要がない。「代替案」を検討するまでもないのだ（必要があるとすれば、渇水時の利水者間の調整程度である）。

利水においては、ダムを作る側は「長期的・先行的」という言葉をキーワードにしてきた。「今は要るという予測が明確にはでなくても、いつかは要るようになるはずだ。ダムは急には作れない」から「長期的・先行的観点」から、（利水面においても）ダムを作る必要がある、というのである。

この論理の破綻は、時間が経つにつれ、ますます明らかになっている。

参考：国土交通省中部地方整備局HP内「木曽川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きしました / 第7回木曽川水系流域委員会に対して頂いた意見」

1. 木曽川水系連絡導水路計画の問題点

伊藤達也(金城学院大学現代文化学部:)

2. 人口減少時代の水道事業と水資源政策 <水資源環境学会に投稿中>

低成長・人口減少時代の水資源政策 <070622名古屋都市センターのシンポにて発表>

富樫幸一(岐阜大学地域科学部)

48頁 「(9) 水系間導水」

筆者が関わっている「木曽川水系連絡導水路事業」は、「水系間導水」ではない。しかし、この「中間とりまとめ(案)」には(当該導水路事業を対象にしているのも拘わらず、「木曽川水系連絡導水路事業」のアロケの65.5%を占める)「異常渇水時に緊急水を補給する」という事業目的の「評価」に係る部分が存在しないので、ここで述べる。

(1)「木曽川水系連絡導水路事業」は、揖斐川上流(徳山ダム)の水を、長良川及び木曽川に流そうとするものである。

異なる河川の水を「混ぜる」ことは、生態系を攪乱することである。しかも「緊急水を補給する」としている「既往最大渇水(平六渇水)」では、補給を受ける川の水の絶対量が少ないのだから、影響は甚大である。このことを、河川管理者は河川法第一条に挙げた「河川環境の整備・保全」だと言ひ募る。河川管理者は「立方メートルの水をどう流すか」においては専門家かもしれないが、これまでの長い長いやりとりからしても「生態系についてはドシロウト」である。こういうドシロウトに河川環境に係る事業の「評価基準」など作って欲しくはない。「木曽川水系連絡導水路事業」を対象事業とするのは「大きな間違い」である。

(2)「木曽川水系連絡導水路事業」は木曽川水系河川整備計画(08年3月策定)に位置づけられている。上述したが、河川法16条の2第3項に基づいて、木曽川水系河川整備計画を審議すべく設置された木曽川水系流域委員会委員長であったT氏がこの「有識者会議」の委員になっているのは偶然か?必然か?

T木曽川水系流域委員会委員長は、河川工学(防災)の専門家である。利水や環境の専門家ではない(「生命の川」という素晴らしい翻訳本があるが、彼の普段の言動とこの本の内容が、どこでどう繋がるのか、想像もできない)。

T氏は、河川管理者以上に「木曽川水系連絡導水路事業」にご執心であった。「既往最大渇水」に対応する施設建設というのは、一般的ではない。全国の河川で「既往最大渇水」に対応する施設建設を行うのであれば、まさに「金は幾らあっても足りない」。洪水対策にかけるお金をゼロにして振り向けても足りないであろう。

「財政逼迫」は急に始まったことではなく、木曽川水系河川整備計画を審議しているさいちゅうも「財政逼迫」は念頭におかねばならない事項だったはずである。しかし、T氏は「木曽川水系で異常渇水(既往最大渇水())に対応する施設を作ること、こうした施策を全国に広げたい」と繰り返し宣った。「『既往最大渇水』に対応する施設建設を全国の河川で行っていくのだ」などと口にするのは、河川行政に関わる委員会の責任ある立場に立つ者としては「正気の沙汰」ではない。こういう人物が、幾つもの流域委員会の委員長に据えられ、さらに今般「有識者会議」の委員にも委嘱される... 真っ当な「見直し」にはならないだろう、と暗澹たる思いである。

木曽川水系での既往最大渇水は、1994年夏の渇水(=「平六渇水」)であるが、この

規模の湧水の生起確率は「算出できない」と国交省は答弁している。

結語に代えて

縷々述べてきたことを一言で括れば、「この『中間とりまとめ(案)』の字句をいくらいじっても、真っ当な『事業見直し』はできない」ということである。

川のは、川とともに暮らす人に聞け。

最近発刊された「長良川漁師口伝」(人間・社)は、机上でしか川を考えて来なかった「有識者」の皆さん、河川局の皆さんには、参考になるかもしれない。

以上



近藤ゆり子(岐阜県大垣市田町1-20-1)

2010.8.14 記